

# J H S C セーフティノーツ運用指針

2012年9月30日改訂

2003年1月15日制定

公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟 安全性委員会

## 1. 制定

この指針は、JHFの安全性委員会（以下JSCと略す）が制定する。

## 2. 目的

この指針は、ハンググライダーやパラグライダー又はそれらの装備品を購入したユーザーに対し、JHFのホームページを利用して安全情報を迅速かつ効率的に提供し、事故防止に役立てるすることを目的とする。

## 3. 利用資格

このシステムは、前項の目的に沿う限り誰でも利用することができる。ただし、特定の製品の優越性を強調し、または他の製品の欠点を非難する内容であってはならない。

## 4. 情報源

情報源はDHV, FFVLおよび製造メーカーなどの信頼性が認められているものでなければならない。

## 5. JHSC委員長の役割

委員長は、掲載された内容を常に注意し、必要なときは助言する。

## 6. セーフティノーツ原稿作成要項

### （1）フォーマット

J H S C-連番号

表題

内 容

原 文 の 全 訳

### （2）原稿作成要綱

#### ア. J H S C-連番号

例：J H S C-P 0311 ここでは P : パラグライダー

H : ハンググライダー

E : 装備

03 : 2003年

11 : 11番目

イ. 資料源の名と月日は必ず入れる。それは情報の責任を明らかにし、また情報提供者に対する感謝を表す。

#### ウ. 内容

内容は原文の全訳とし、文中に会社名が出てきたときにはアルファベットで表記し、「社」の文字を入れる。 例： Advance社

## 7. その他

この指針は2012年9月30日より発効する。

以上